

2021年1月22日
第115号



国労九州

〒812-0013 福岡市博多区東3丁目9番3号
エコービル1003
092-483-1515
発 行 千々岩 隆
編 者 水 流 彰



国連 核兵器禁止条約発効!

核兵器使用は違法!

2017年に国連総会で122カ国で承認された「核兵器禁止条約」は、昨年10月にホンジュラスが50番目となる批准をしたことにより、一月二日に条約が発効することになりました。これにより、核兵器を使用することは違法となり、画期的な状況が生まれることになりました。

国連事務総長は、各条約批准国に賛辞を贈ると共に、条約発効を強く求めてきた核爆発と核実験の生存者たちに報いるものとして、同条約の交渉と批准の促進に極めて大きな役割を果たした市民社会の活動に敬意を表しました。また国連にとって最優先の軍縮課題である核兵器の全面的廃絶に向けて意義深いコミットメントであると声明を出しました。



核兵器禁止条約は、これを批准する国が「いかなる状況においても、核兵器またはその他の核爆発装置を開発、実験、生産、製造、その他の方法で取得、保有、または保管してはならない」と宣言しています。現在の所、核兵器大国である米国、英国、ロシア、中国、フランスはいずれも条約に署名していません。条約発効にあたっては、特に米国から「懸念」と題する書簡を各国政府に送り、条約の不支持・不参加を求めめるなど露骨な圧力・干渉がありました。しかしそれを跳ね除けての発効には大きな意義があると言えます。残念ながら、唯一の被爆国である日本政府は、この条約に背を向け署名さえしていません。理由に「核兵器廃絶へのアプローチの違い」「核兵器保有国と非保有国の橋渡しをするため」としていますが、実際には核保有国の代弁者としての卑劣な役回りを演じるなど情けない限りです。また、肝心の核保有国の批准が無いことで、条約の意味があるのかという意見もありますが、とてもありません。広島・長崎の被爆者をはじめ「核兵器の無い世界」を願う圧倒的多数の政府と市民社会が協同して取り組み、核保有国を取り囲むという歴史的な成果です。核兵器廃止に向けた一歩に確信を持ち、平和運動を前進させましょう。

国労九州本部委員会開催!

- 日時 2021年2月8日(月)
10時～ 労働講座
12時～15時 委員会
- 場所 長崎ブリックホール
(浦上駅最寄 徒歩5分)
- 参加 九州本部委員、地区本部代表、職協代表

がん治療を幅広く
まとめて保障するがん保険



No.1 がん保険
高保障額
保有契約件数
生命元金率 インシュアランス生命保険料対
前4世帯に1世帯がアフラックの保険に加入
(詳細はホームページをご覧ください)

「生きるためのがん保険Days1 ALL-in」は、がんに関する治療費に加え、治療関連費も幅広くまとめて保障する保険です(所定の支払事由に該当する必要があります)。

■専業代理店(アフラックは代理店制度を採用しております)
アベニール株式会社
〒105-0004 港区新橋5-15-5 交通ビル3階
TEL.03-3437-6810 FAX.03-3437-6822

(引受保険会社)

「生きる」を創る。
Affac

アフラック
東京第二法人営業部
東京都新宿区西新宿2-1-1 新宿三井ビル19F
TEL.03-3444-1429 FAX.03-3444-2658
P19437 Affacは2020/09/20付0209 2933